

※記載例（保佐の登記の申請を保佐人が行う場合）

## 登記申請書（保佐の登記）

東京法務局 御中

※戸籍による「準禁治産宣告」の公示を登記に移行するための申請書 平成24年 8月 1日申請

## 1 申請人等

ア 申請される方 (申請人)	住 所	東京都台東区台東1丁目26番2号		
	氏 名	登記次郎	(印)	
	資 格(本人との関係)	保佐人	連絡先(電話番号)	090-00△△-××□□
イ 上記の代理人 (上記の申請人から 委任を受けた方)	住 所			
	氏 名	(印)		
	連絡先(電話番号)			

(注1) 代理人が申請する場合は、アの欄とともにイの欄にも記載してください（この場合アの欄の押印は不要です。）。

(注2) 代理人が法人の場合は、「名称又は商号」「主たる事務所又は本店」を記載し、代表者が記名押印してください。

## 2 登記の事由 後見登記等に関する法律附則第2条第2項(準禁治産宣告の公示を戸籍から登記に移行するもの)

## 3 登記すべき事項

ア 被保佐人 とみなされる方 (準禁治産者)	フリガナ	ホ サ ミチオ		
	氏 名	保佐道夫		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成／西暦 50年 7月 12日		
	住 所	東京都千代田区九段南1丁目1番15号		
イ 保佐人 とみなされる方	フリガナ	トウキ ジロウ	就職の日	
	氏 名	登記次郎	昭和(平成)10年 3月 3日	
	住 所	東京都台東区台東1丁目26番2号		
ウ 準禁治産宣告をした裁判所名/事件番号	〇〇家庭裁判所〇〇支部 / 平成10年(家)第000号			
エ 準禁治産宣告の裁判確定日	平成10年3月3日			

## 4 添付書類

該当書類の□に  
✓のようにチェック  
してください。

- ①  申請人の資格を証する書面（例：申請人の戸籍の謄本又は抄本等）
- ②  委任状 □その他（ ）（※代理人が申請する場合に必要な）  
※代理人が法人である場合は、代表者の資格を証する書面も必要です。
- ③  被保佐人とみなされる方の戸籍の謄本又は抄本（準禁治産宣告を受けている旨の記載のあるもの）  
（□外国人の場合は準禁治産宣告を受けていること及びその裁判確定日を証する書面）
- ④  被保佐人とみなされる方であることを証する書面（例：心神耗弱が原因である旨の記載のある審判書の謄本）
- ⑤  準禁治産宣告をした裁判所名及び事件番号を証する書面（例：審判書の謄本）  
□その他（ ）  
※添付することができない場合は、「その他」欄に具体的な理由を記載の上、上記3の「ウ 準禁治産宣告をした裁判所名/事件番号」欄に「不詳」と記載してください。
- ⑥  被保佐人、保佐人とみなされる方の住所を証する書面（例：本籍の記載のある住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- ⑦  国籍を証する書面（例：旅券の写し）（※被保佐人とみなされる方が外国人である場合に必要）

5 収入印紙  
貼付欄

※ 登記手数料として、こちらに収入印紙2,600円分を貼ってください。

印紙

※ 割印しないでください。※ 登記印紙も使用することができます。

# 登記申請書 (保佐の登記)

東京法務局 御中

※戸籍による「準禁治産宣告」の公示を登記に移行するための申請書 平成 年 月 日申請

## 1 申請人等

ア 申請される方 (申請人)	住 所			
	氏 名	(印)		
	資 格 (本人との関係)		連絡先 (電話番号)	

イ 上記の代理人 (上記の申請人から 委任を受けた方)	住 所			
	氏 名	(印)		
	連絡先 (電話番号)			

(注1) 代理人が申請する場合は、アの欄とともにイの欄にも記載してください (この場合アの欄の押印は不要です。)

(注2) 代理人が法人の場合は、「名称又は商号」「主たる事務所又は本店」を記載し、代表者が記名押印してください。

## 2 登記の事由 後見登記等に関する法律附則第2条第2項(準禁治産宣告の公示を戸籍から登記に移行するもの)

## 3 登記すべき事項

ア 被保佐人 とみなされる方 (準禁治産者)	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 / 西暦 年 月 日		
	住 所			
イ 保 佐 人 とみなされる方	フリガナ		就職の日	
	氏 名		昭和・平成 年 月 日	
	住 所			
ウ 準禁治産宣告をした裁判所名/事件番号				
エ 準禁治産宣告の裁判確定日				

## 4 添付書類

該当書類の□に  
☑のようにチェック  
してください。

- ①  申請人の資格を証する書面 (例: 申請人の戸籍の謄本又は抄本等)
- ②  委任状 □その他 ( ) (※代理人が申請するときが必要)  
※代理人が法人である場合は、代表者の資格を証する書面も必要です。
- ③  被保佐人とみなされる方の戸籍の謄本又は抄本 (準禁治産宣告を受けている旨の記載のあるもの)  
(□外国人のときは準禁治産宣告を受けていること及びその裁判確定日を証する書面)
- ④  被保佐人とみなされる方であることを証する書面 (例: 心神耗弱が原因である旨の記載のある審判書の謄本)
- ⑤  準禁治産宣告をした裁判所名及び事件番号を証する書面 (例: 審判書の謄本)  
□その他 ( )  
※添付することができない場合は、「その他」欄に具体的な理由を記載の上、上記3の「ウ 準禁治産宣告をした裁判所名/事件番号」欄に「不詳」と記載してください。
- ⑥  被保佐人、保佐人とみなされる方の住所を証する書面 (例: 本籍の記載のある住民票の写し、戸籍の附票の写し等)
- ⑦  国籍を証する書面 (例: 旅券の写し) (※被保佐人とみなされる方が外国人であるときに必要)

## 5 収入印紙 貼付欄

※ 登記手数料として、こちらに**収入印紙2,600円分**を貼ってください。

印 紙

※ 割印しないでください。※ 登記印紙も使用することができます。

## < 記 載 要 領 >

### 1 申請人等欄

ア 申請される方欄：登記を申請される方（申請人）の住所、氏名、資格（本人との関係）（注）及び連絡先の電話番号を記載し、押印（認印）します。

（注）本人（被保佐人（とみなされる方））と申請人との関係（保佐人（とみなされる方）、配偶者又は四親等内の親族等）を記載します。

イ 上記の代理人欄：上記アの申請人から委任を受けた代理人が申請する場合は、上記アの記載に加え、本欄に代理人の住所、氏名及び連絡先の電話番号を記載し、押印（認印）します。

なお、この場合は、アの欄の押印は不要です。

※イが法人の場合は、主たる事務所又は本店、名称又は商号、代表者の氏名を記載します。

### 2 登記の事由欄

戸籍の「準禁治産宣告」の記載を後見登記等ファイルに移行する「保佐の登記」の場合には、「後見登記等に関する法律附則第2条第2項」です。

### 3 登記すべき事項欄

後見登記等ファイルに記録すべき事項を記載します。

ア 被保佐人とみなされる方欄：被保佐人とみなされる方（準禁治産者）の氏名、フリガナ、生年月日、住所及び本籍（外国人の方は国籍）を記載します。

※住所及び本籍は、丁目、番地、番・号、マンション名等をハイフン等で省略しないでください（以下同じ。）。

イ 保佐人とみなされる方欄：保佐人（とみなされる方）の氏名、フリガナ、生年月日、住所及び就職の日を記載します。本籍の記載は不要です。

ウ 準禁治産宣告をした裁判所名／事件番号欄：審判書等に記載されている裁判所名及び事件番号を記載します。

エ 準禁治産宣告の裁判確定日欄：戸籍の謄本等に記載されている裁判確定日を記載します。

### 4 添付書類欄

登記すべき事項及び申請人の資格などに応じて提出する添付書類について、該当する欄にチェックします。なお、チェックされた欄に共通の添付書類は、チェック数分の通数ではなく1通で足りります。

- ① 申請人の資格（本人との関係）を証する書面（例：申請人と本人との関係を証明する戸籍の謄本又は抄本等）
- ② 代理人が申請する場合は、委任状等その権限を証する書面（なお、代理人が法人である場合は、法人の代表者の資格を証する書面も必要です（例：3か月以内の法人の登記事項証明書。））
- ③ 被保佐人とみなされる方（準禁治産者）の戸籍の謄本又は抄本（準禁治産宣告を受けている旨の記載のあるもの。外国人の場合は、準禁治産宣告を受けていること及びその裁判確定日を証する書面（例：準禁治産宣告を受けていることを証する審判書の謄本及びその裁判確定証明書等））
- ④ 被保佐人とみなされる方であることを証する書面（例：心神耗弱が原因である旨の記載のある審判書の謄本）

なお、心神耗弱以外を原因とする準禁治産宣告については、戸籍の「準禁治産宣告」の記載を後見登記等ファイルに移す「保佐の登記」の対象となりません。

- ⑤ 準禁治産宣告をした裁判所名及び事件番号を証する書面（例：審判書の謄本）  
なお、添付することができない場合は、「その他」欄に具体的な理由を記載の上、「準禁治産宣告をした裁判所名／事件番号」欄に「不詳」と記載します。
- ⑥ 被保佐人、保佐人とみなされる方の住所を証する書面（例：本籍の記載のある住民票の写し又は戸籍の附票の写し）
- ⑦ 被保佐人とみなされる方が外国人である場合は、国籍を証する書面（例：旅券の写し等）

### 5 収入印紙貼付欄

登記手数料として、2,600円分の収入印紙を貼ります。割印しないでください。

登記印紙も使用することができます。

◎申請にあたっては、事前に東京法務局民事行政部後見登録課まで御相談ください。  
また、申請書及び添付書面は下記に送付（提出）してください。※送付の際は簡易書留郵便又は信書便（引受け及び配達記録を行うもの）でお願いします。

送付（提出）先 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎  
東京法務局民事行政部後見登録課（03-5213-1360）